

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年5月8日提出

基山町長 松田 一也

令和5年5月10日原案承認

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

基山町長 松田 一也

（専決理由）

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）により後期高齢者支援金等課税額分に係る賦課限度額の改正が行われ、令和5年3月31日公布、同年4月1日に施行されることとなる。

この法令の施行に併せて、国民健康保険税について、高所得者に応分の負担を求め、中間所得者の負担軽減を図るため、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

基山町長 松田 一也

基山町条例第9号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第31条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

附則第4項中「第31条第1項」を「第31条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第31条第1項の」を「第31条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2. 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。